

議員提出議案第1号

渋川市議会委員会条例の一部を改正する条例

上記議案を別紙のとおり渋川市議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

令和5年3月22日

渋川市議会議長 安カ川 信之 様

提出者 議会運営委員会

委員長 田村 なつ江

別紙

議員提出議案第 1 号

渋川市議会委員会条例の一部を改正する条例

渋川市議会委員会条例（平成 1 8 年渋川市条例第 2 4 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項第 1 号ア中「市長戦略部」を「総合戦略部」に改め、同号ウ中「総合政策部」を「情報防災部」に改め、同号中オを削り、カをオとし、キからサまでをカからコまでとし、同項第 3 号イ中「スポーツ健康部」を「育都推進部」に改める。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

理 由

市の組織機構の見直しに伴い、所要の改正をしようとするものである。

渋川市議会委員会条例の一部を改正する条例新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行
<p>(常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管) 第2条 (略)</p> <p>2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 総務市民常任委員会 6人</p> <p>ア <u>総合戦略部</u>の所管に属する事項</p> <p>イ 総務部の所管に属する事項</p> <p>ウ <u>情報防災部</u>の所管に属する事項</p> <p>エ 市民環境部の所管に属する事項</p> <p>オ 会計課の所管に属する事項</p> <p>カ 選挙管理委員会の所管に属する事項</p> <p>キ 公平委員会の所管に属する事項</p> <p>ク 監査委員の所管に属する事項</p> <p>ケ 固定資産評価審査委員会の所管に属する事項</p> <p>コ 他の常任委員会の所管に属さない事項</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 教育福祉常任委員会 6人</p> <p>ア 福祉部の所管に属する事項</p> <p>イ <u>育都推進部</u>の所管に属する事項</p> <p>ウ 教育部の所管に属する事項</p> <p>(4) (略)</p>	<p>(常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管) 第2条 (略)</p> <p>2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 総務市民常任委員会 6人</p> <p>ア <u>市長戦略部</u>の所管に属する事項</p> <p>イ 総務部の所管に属する事項</p> <p>ウ <u>総合政策部</u>の所管に属する事項</p> <p>エ 市民環境部の所管に属する事項</p> <p>オ <u>危機管理監</u>の所管に属する事項</p> <p>カ 会計課の所管に属する事項</p> <p>キ 選挙管理委員会の所管に属する事項</p> <p>ク 公平委員会の所管に属する事項</p> <p>ケ 監査委員の所管に属する事項</p> <p>コ 固定資産評価審査委員会の所管に属する事項</p> <p>サ 他の常任委員会の所管に属さない事項</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 教育福祉常任委員会 6人</p> <p>ア 福祉部の所管に属する事項</p> <p>イ <u>スポーツ健康部</u>の所管に属する事項</p> <p>ウ 教育部の所管に属する事項</p> <p>(4) (略)</p>